

3 機構・分掌事務及び職員配置の状況

(1) 機構・分掌事務

本 庁

ア 機構・分掌の変更

平成25年4月に、自動車税事務所を全面委託することで、これまで自動車税事務所長が担ってきた委託者としての管理監督業務や関係団体との連絡調整などが課税部に集中することになることから、指導機能強化を図るため、課税部に自動車税担当課長を設置した。

平成26年4月に、社会保障・税番号制度導入に係るT A C S Sの大規模改修に対応するための執行体制を強化し、システム改修全般を総括するため、税制部システム管理課に番号制度担当係長を設置した。

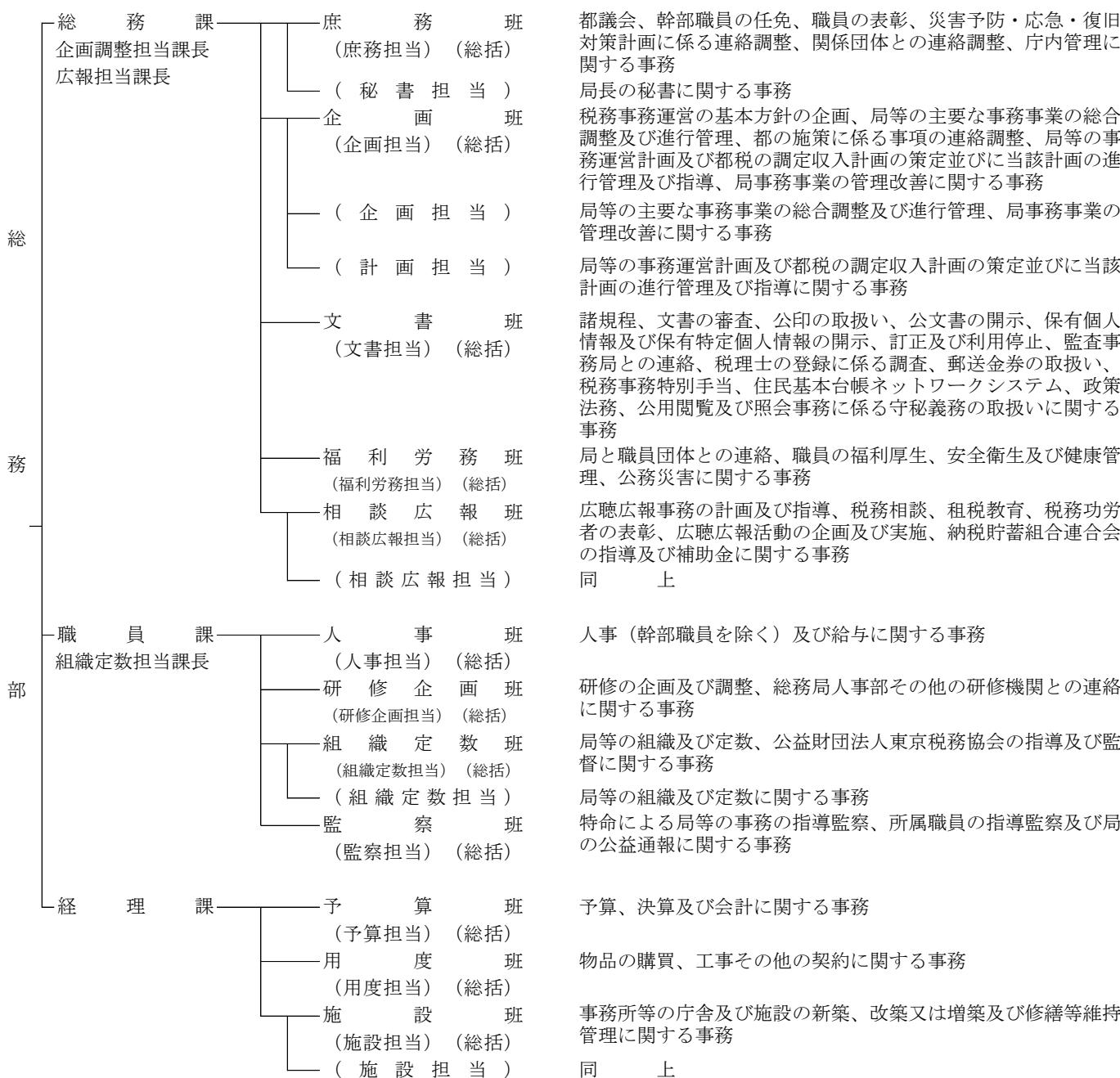
平成27年4月に、「手作業」「紙図面」で行っている土地評価業務をシステム化する固定資産G I Sの導入を検討するため、資産税部にG I S推進担当課長、同部固定資産評価課に課長代理(G I S推進担当)を設置した。

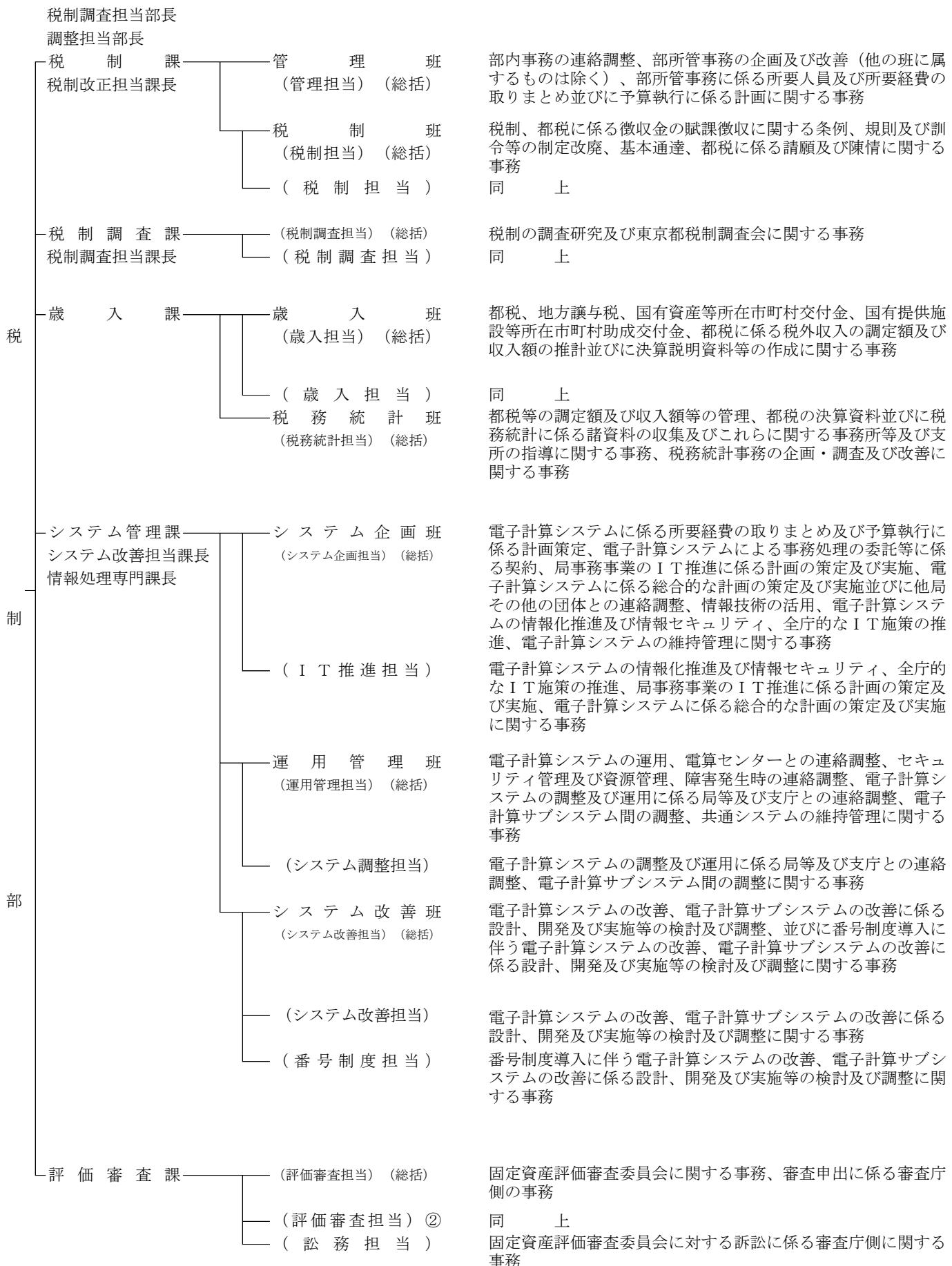
平成28年4月に、社会保障・税番号制度の利用開始等に伴い新たに顕在化する納税義務者死亡の事実に早期に対応するため、資産税部固定資産税課に課長代理(固定資産税担当)を設置した。

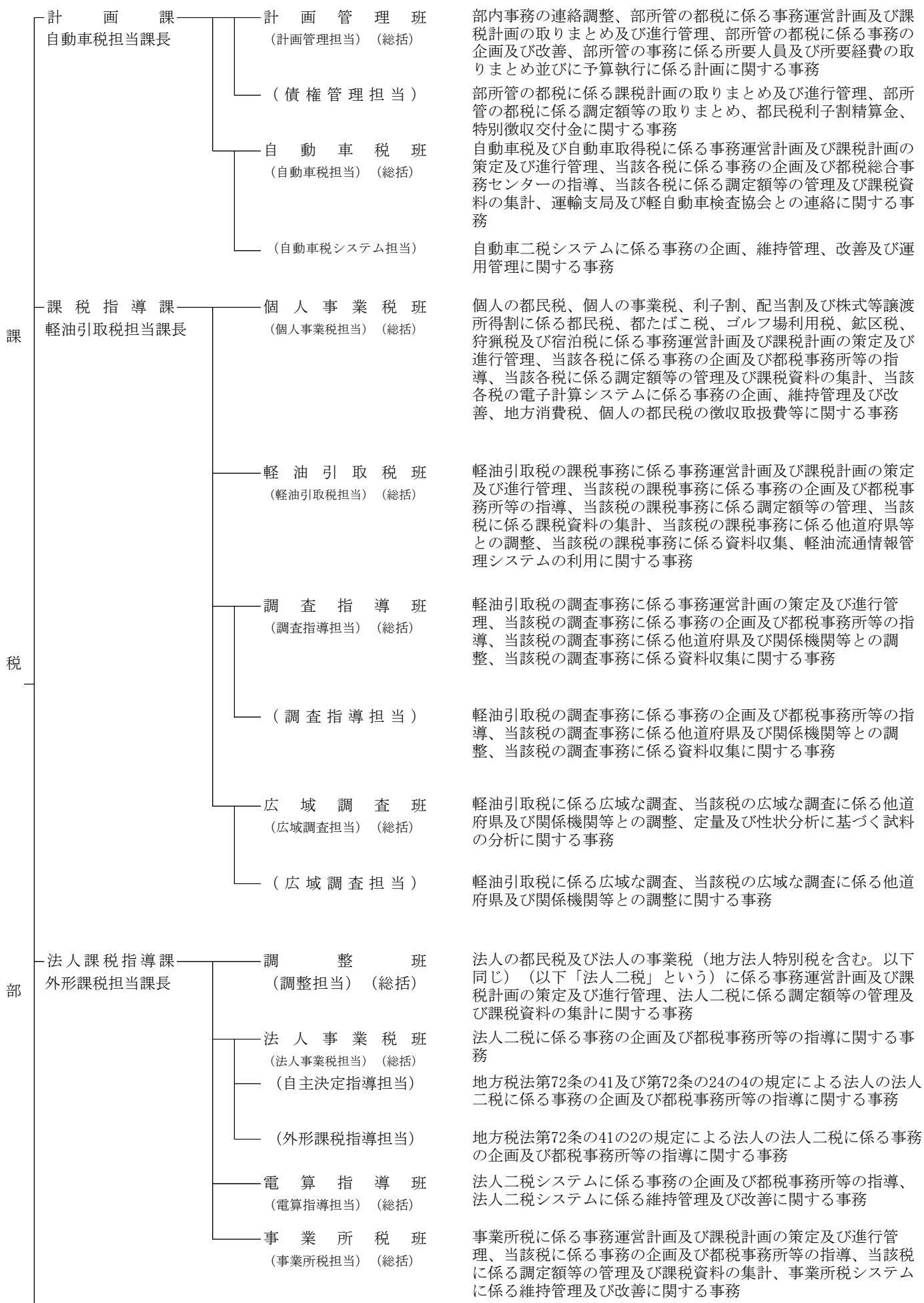
平成29年4月に、所有者調査促進に向けた検討等に係る体制整備として、資産税部固定資産税課の課長代理(固定資産税担当)を課長代理(所有者調査担当)に変更した。

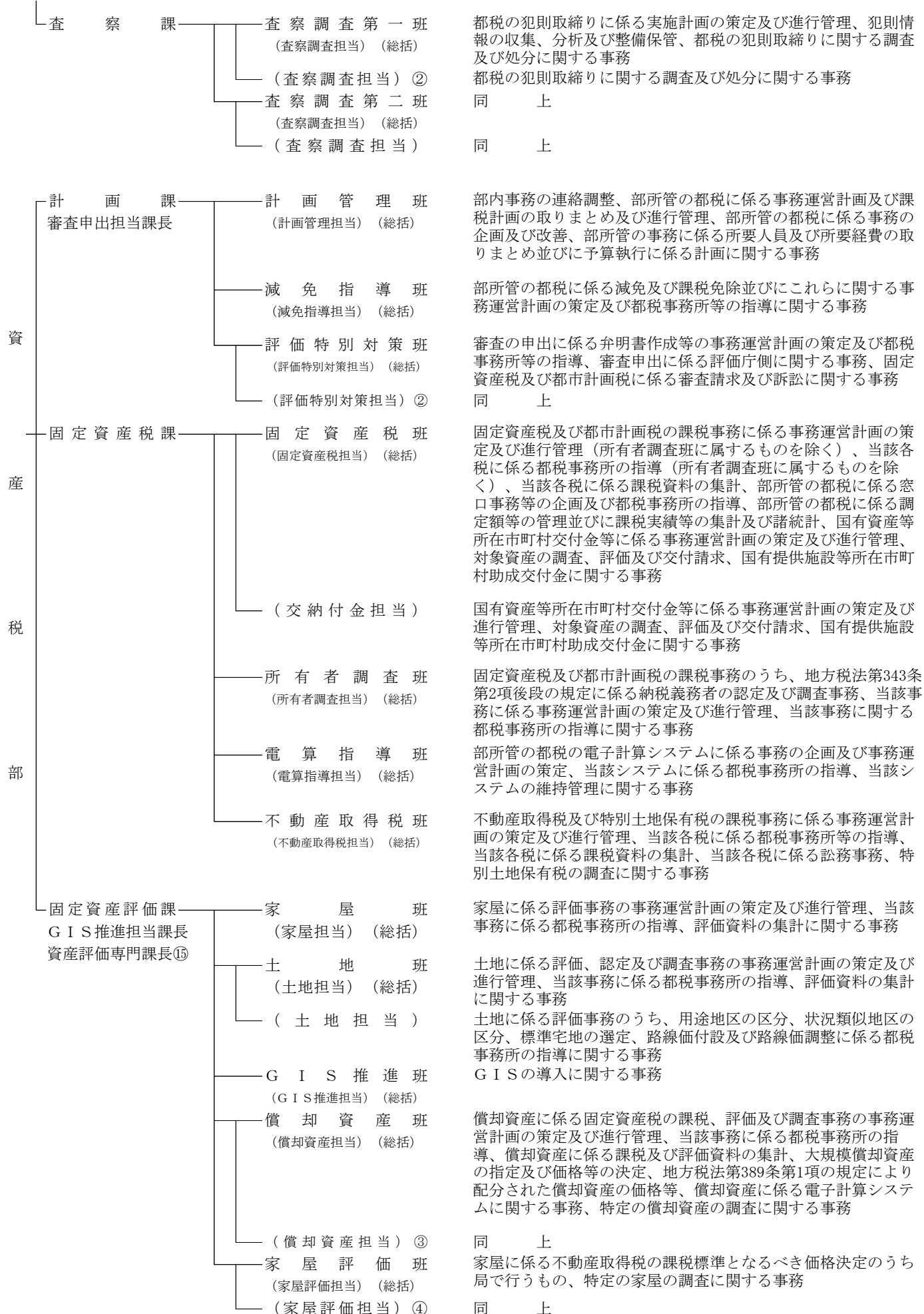
イ 平成29年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。※()内は課長代理のポスト名

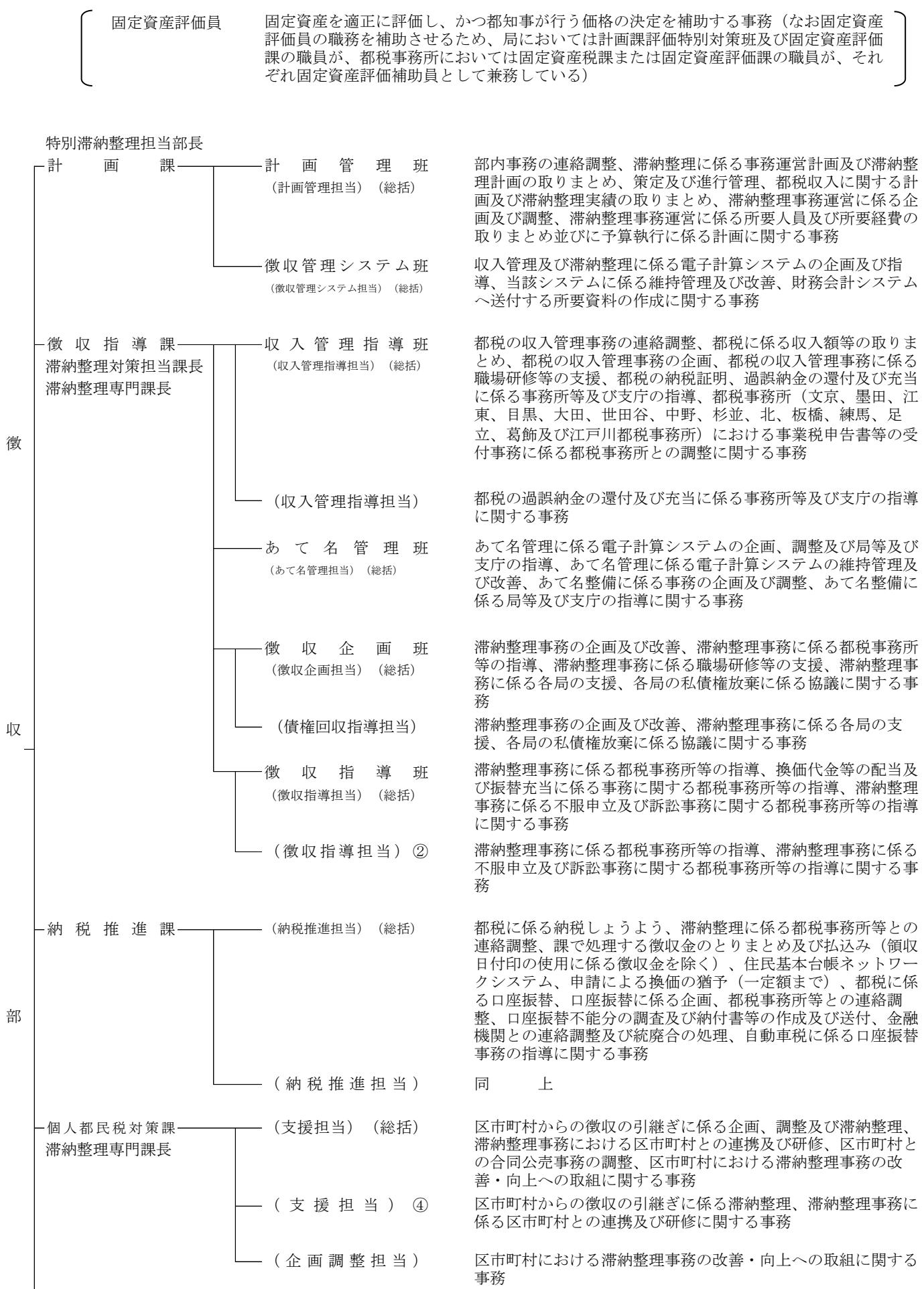
主税局各部課班分掌事務概要

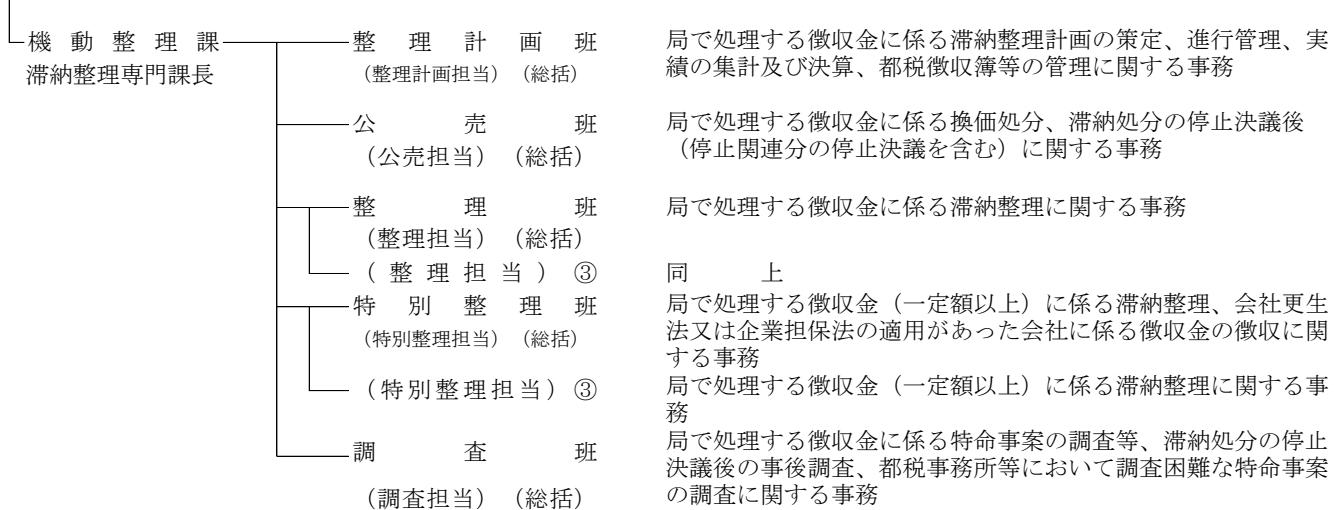












都 稅 事 務 所

ア 機構・分掌の変更

平成20年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るために法人事業税事務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の法人事業税係を廃止した。また、法人調査係及び事業所税係においてもブロック4所（千代田、中央、港、新宿）に事務を集約する組織再編を行い、より効率的な執行体制とした。

平成21年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るために個人事業税業務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の個人事業税係を廃止した。また、外形標準課税制度の全件調査終了に伴い、平成21年度以降は適正・公平な課税、税収確保を目的とする調査を重点的に実施していくことから、千代田都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

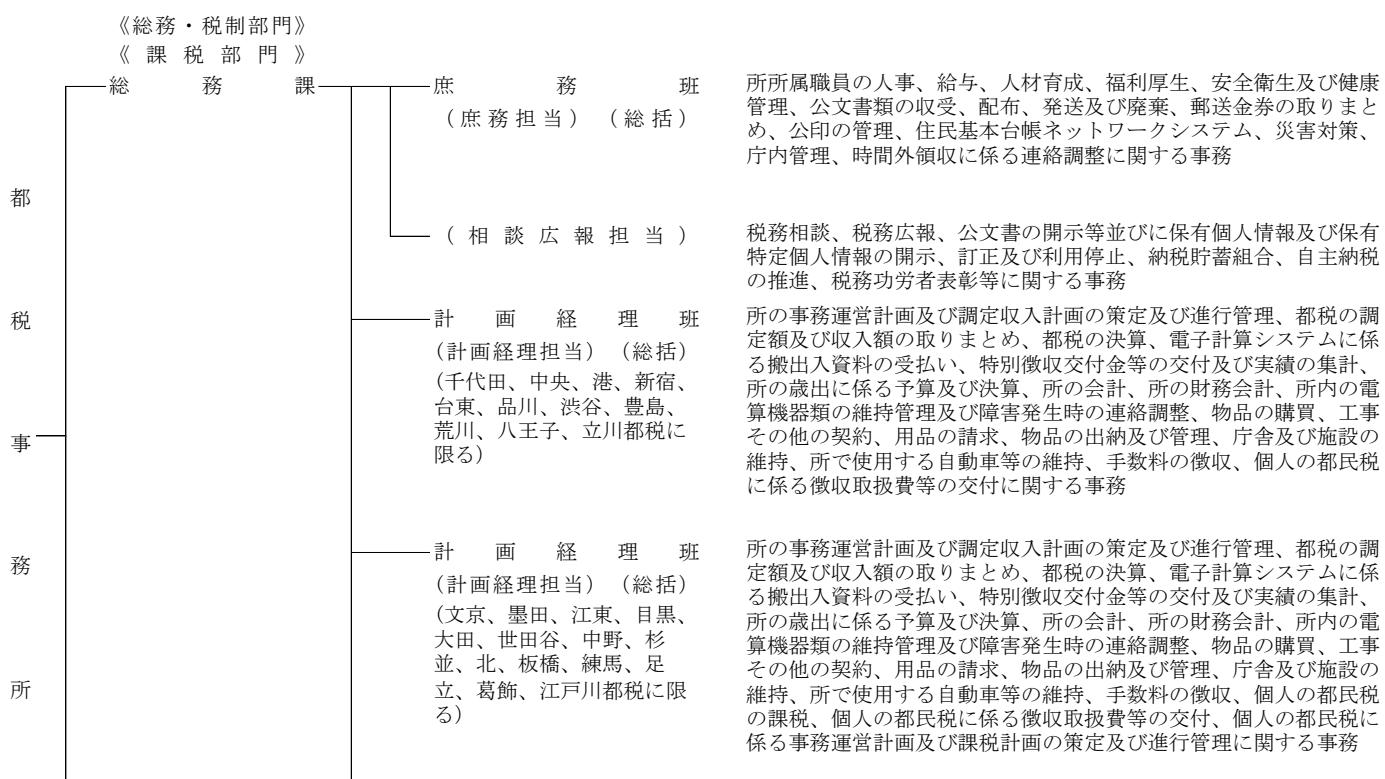
平成22年4月に、区部5都税事務所（大田、世田谷、練馬、足立、江戸川）の納税課について、徴収部門の運用体制を一体化することで執行体制の効率化を図るため、徴収課に統合して一課体制とした。また、法人調査体制の充実のため、新宿都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

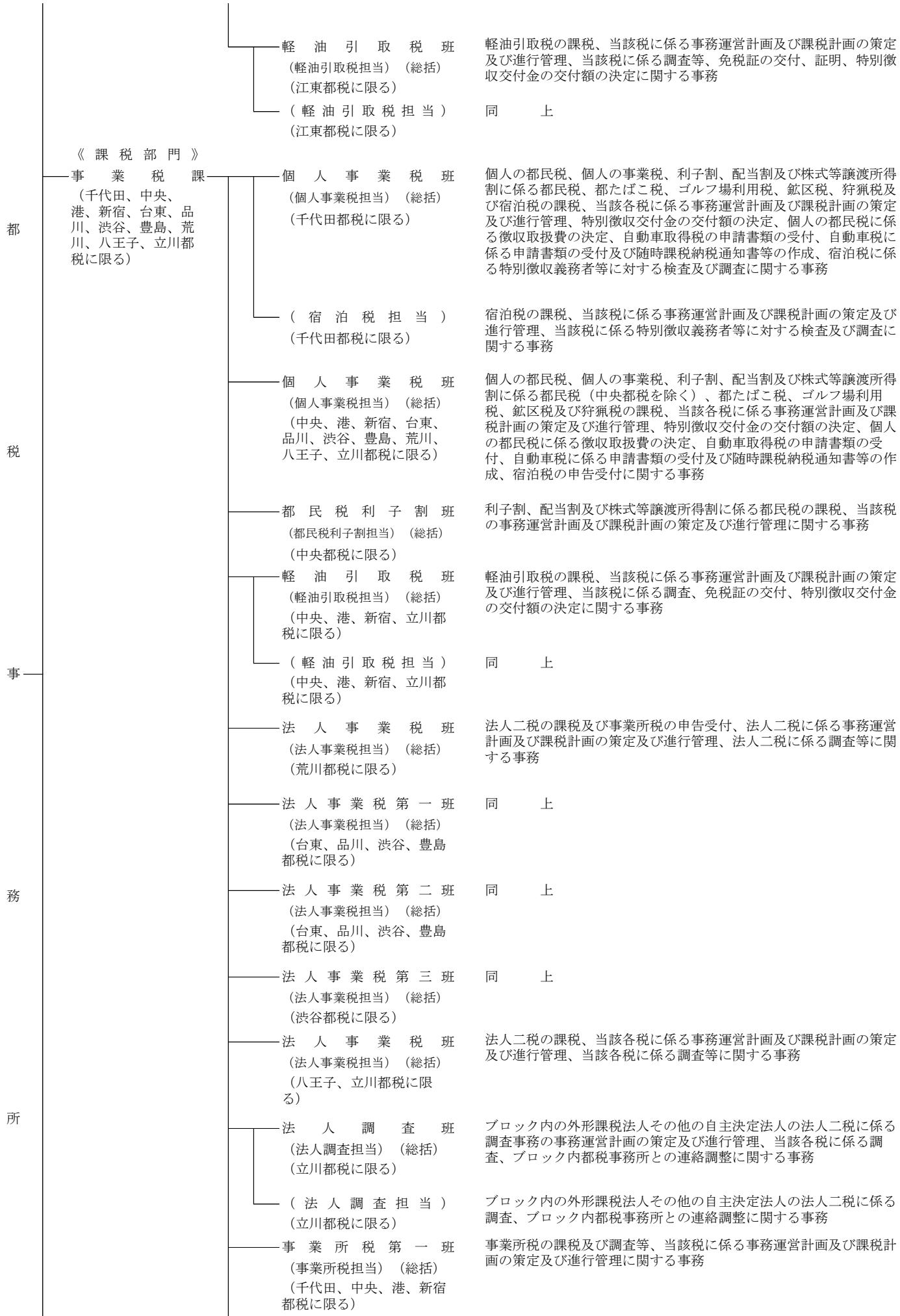
平成23年4月に、専門知識を活かした困難案件の処理及び職員の育成を目的として中央都税事務所に法人調査専門課長を設置した。

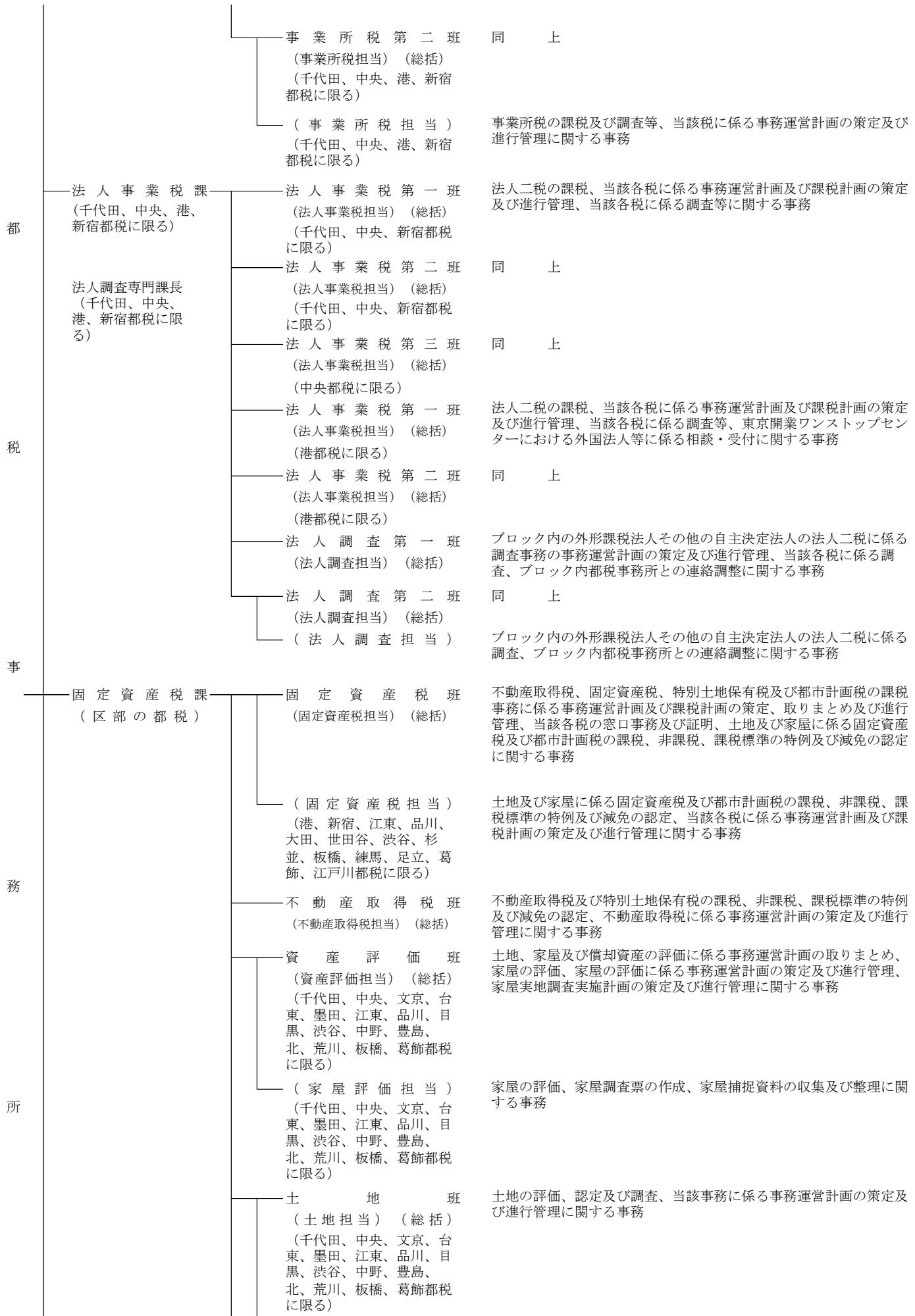
平成24年4月に、多摩都税支所4所について、業務実態に合わせ収納調査係を受付相談係へ統合し1係制にするとともに、非常勤職員を活用して窓口事務の円滑化を図るために執行体制の効率化を図った。

イ 平成29年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

都税事務所各課班分掌事務概要







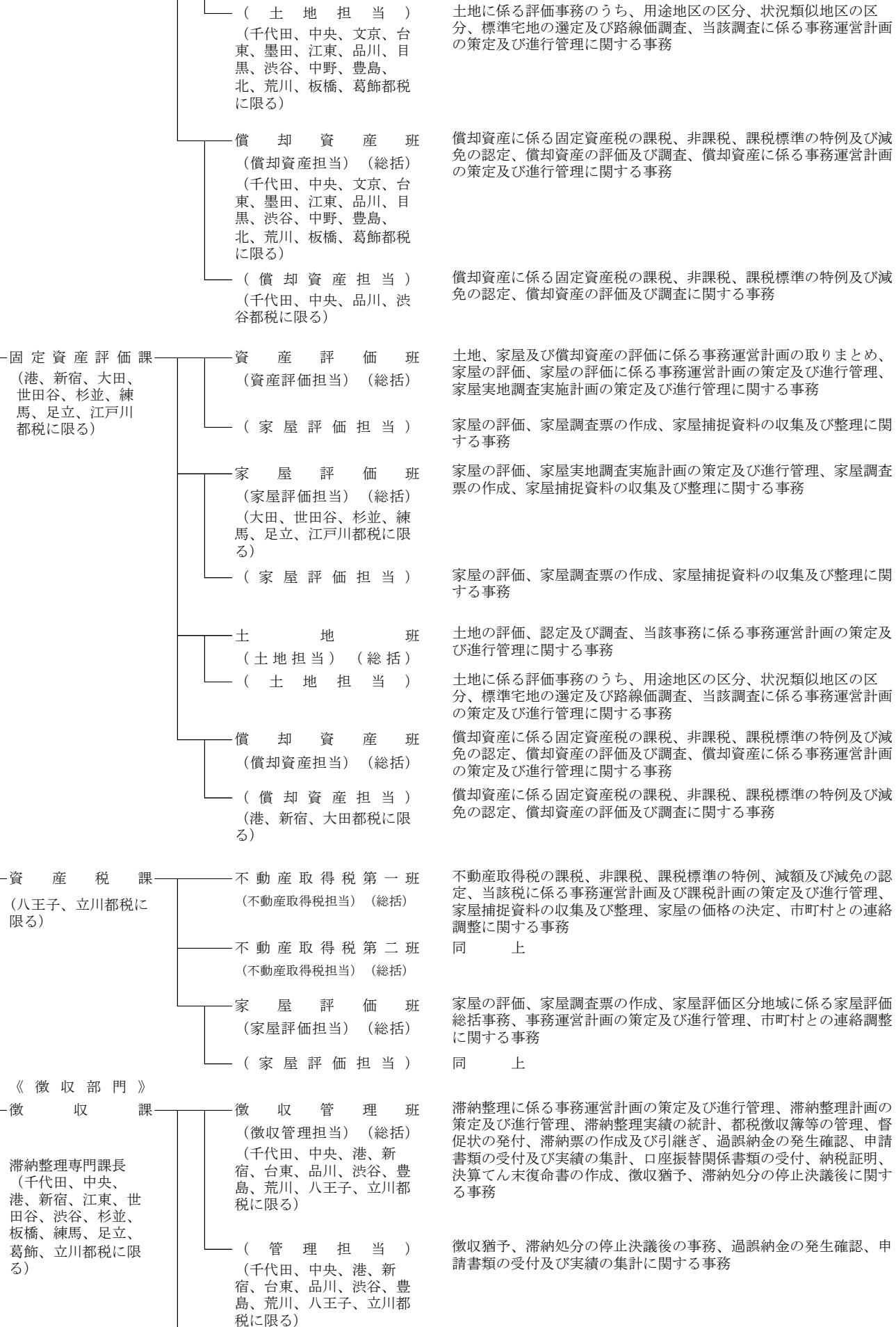
都

税

事

務

所



都

税

事

務

所

徵 収 管 理 班
 (徵収管理担当) (総括)
 (文京、墨田、江東、目
 黒、大田、世田谷、中野、
 杉並、北、板橋、練馬、足
 立、葛飾、江戸川都税に限
 る)

滞納整理に係る事務運営計画の策定及び進行管理、滞納整理計画の
 策定及び進行管理、滞納整理実績の統計、都税徵収簿等の管理、督
 促状の発付、滞納票の作成及び引継ぎ、過誤納金の発生確認、申請
 書類の受付及び実績の集計、口座振替関係書類の受付、納税証明、
 法人の都民税、事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係
 る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税、軽油引
 取税(江東都税を除く)、事業所税及び宿泊税に係る受付及び証
 明、決算てん末復命書の作成、徵収猶予、滞納処分の停止決議後、
 自動車取得税及び自動車税の申請書類の受付、自動車税に係る随時
 課税納税通知書及び納期限前の納付書の作成に関する事務

(管 理 担 当)
 (文京、墨田、江東、目
 黒、大田、世田谷、中野、
 杉並、北、板橋、練馬、足
 立、葛飾、江戸川都税に限
 る)

徵収猶予、滞納処分の停止決議後の事務、過誤納金の発生確認、申
 請書類の受付及び実績の集計、窓口事務に係る調整に関する事務

納 稅 班
 (納 稅 担 当) (総 括)
 (千代田、文京、目黒、中
 野、北、荒川、八王子、立
 川都税に限る)

新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨
 戸、滞納処分、停止その他の滞納整理、課の徵収金の取りまとめ及
 び払込み(領収日付印使用に係る徵収金を除く)、所における時間
 外領収の徵収金の取りまとめ及び払込み、納付(納入)の委託に係
 る有価証券の取りまとめ及び再委託に関する事務

納 税 第 一 班
 (納 稅 担 当) (総 括)
 (中央、港、新宿、台東、
 墨田、江東、品川、大田、
 世田谷、渋谷、杉並、豊
 島、板橋、練馬、足立、葛
 飾、江戸川都税に限る)

同 上

納 税 第 二 班
 (納 稅 担 当) (総 括)
 (中央、港、新宿、台東、
 墨田、江東、品川、大田、
 世田谷、渋谷、杉並、豊
 島、板橋、練馬、足立、葛
 飾、江戸川都税に限る)

新規滞納事案(納期限後一定期間、一定額まで)に係る催告、臨
 戸、滞納処分、停止その他の滞納整理に関する事務

(納 税 担 当)
 徵 収 班
 (徵 収 担 当) (総 括)

同 上

滞納事案に係る催告、臨戸、滞納処分、停止その他の滞納整理、差
 押財産の換価手続、換価代金等の配当及び振替充当に関する事務
 (公売班に属するものを除く)

公 売 班
 (公 売 担 当) (総 括)
 (千代田、新宿、江東、渋
 谷都税に限る)

同 上

所管する都税事務所の差押財産の換価手続、所管する都税事務所の
 換価代金等の配当及び振替充当に関する事務

都 税 支 所————(受付相談担当) (総括)
 (八王子、立川都税
 に限る)

都税支所所属職員の人事、給与、人材育成、福利厚生及び安全衛生
 その他の庶務事務、税務相談、税務広報、納税貯蓄組合、自主納税
 の推進、個人の事業税、法人二税、利子割、配当割及び株式等譲渡
 所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟
 税、軽油引取税、宿泊税、自動車取得税、自動車税及び不動産取得
 税に係る各種申請書類等の受付及び証明、自動車税に係る随時課税
 納税通知書の作成、市町村その他の官公署との連絡調整、都税に係
 る納付書の作成及び収納、納税に係る照会及び回答、納税相談、過
 誤納金申請書類、口座振替関係書類、徵収猶予申請書類及び受託証
 券の受付、都税に係る所在不明等調査、各種官公庁調査に関する事
 務

都税総合事務センター

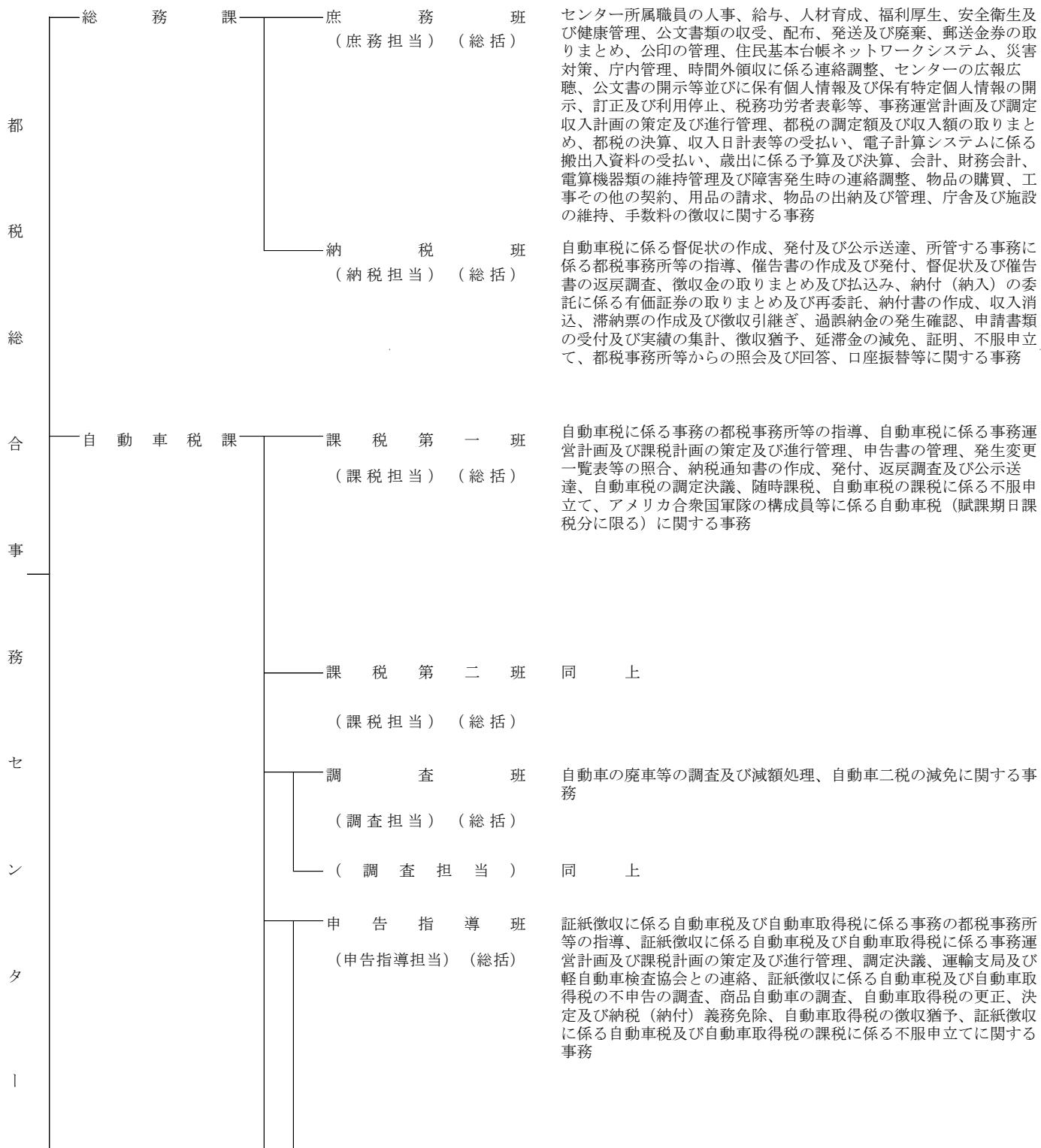
ア 機構・分掌の変更

平成19年4月に、自動車税及び自動車取得税に関する納税者への説明責任を明確にし、わかりやすい窓口対応を確保するため、自動車税を所管する自動車税総合事務所及び自動車取得税を所管する自動車税事務所を統合し、都税総合事務センターを新設した。また、徴収部都税還付管理室で行っていた過誤納金の還付又は充当事務及び口座振替事務の安定稼動が図られたため、都税総合事務センターの設置に伴って本庁組織内での運用を終了し、同組織を都税総合事務センター還付管理課に再編した。

平成25年4月に、（公財）東京税務協会への自動車税事務所の委託を拡大するとともに、都税総合事務センター自動車税課に新たに申告指導係を設置し、5つの自動車税事務所の調査業務を集約した。

イ 平成29年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

都税総合事務センター各課班分掌事務概要



都 稅 総 合 事 務 セ ン タ ラ

(申告指導担当)

証紙徵収に係る自動車税及び自動車取得税に係る事務の都税事務所等の指導、証紙徵収に係る自動車税及び自動車取得税の賦課資料の収集及び調査（不申告を含む）、商品自動車の調査、証紙徵収に係る自動車税の税率決定、自動車税（証紙徵収相当分）の納税通知書の作成及び発付、自動車取得税の更正、決定及び納税（納付）義務免除、督促状の作成、発付及び公示送達、自動車取得税の徵収猶予及び徵収引継ぎ、証紙徵収に係る自動車税及び自動車取得税の課税に係る不服申立てに関する事務

自動車税事務所
 (品川)
 (練馬)
 (足立)
 (多摩)
 (八王子)

証紙徵収に係る自動車税及び自動車取得税の申告の受理、徵収金の収納、自動車税に係る納税證明等の照合及び発行、自動車税の納付書の作成、アメリカ合衆国軍隊の構成員等に係る自動車税（賦課期日後に納税義務の発生したものに限る）及び自動車取得税の申告書の受理及び納付に関する事務

還付管理課

還付管理班

(還付管理担当) (総括)

過誤納還付に係る事務運営計画の策定及び進行管理、過誤納還付金支出及び戻入の決議、過誤納還付実績の統計、過誤納金還付及び充当に関する指定金融機関等との調整、過誤納金還付通知書の発送、過誤払戻入納付書の発送に関する事務

還付第一班
 (還付担当) (総括)

還付第二班
 (還付担当) (総括)

自動車税及び自動車取得税以外の税目に係る過誤納金の還付及び充当事務、当該事務に係る都税事務所等との連絡調整に関する事務

自動車税及び自動車取得税の過誤納金の還付及び充当事務、当該事務に係る都税事務所等との連絡調整に関する事務

支 庁

平成29年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

支庁の税務事務担当分掌事務概要

支 庁 名	税務事務担当	分 掌 事 務	備 考
大 島	総務課税務担当	都税の賦課徵収及び犯則取締りに関する事務	
三 宅	総務課行政担当	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。
八 丈	総務課税務担当	同 上	
小 笠 原	総務課行政担当	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。